

高槻市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第11条第1項に定める方針として、高槻市（以下「本市」という。）が行う電力調達の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達を行うために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての部局が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギー活用状況
- (3) 再生可能エネルギー導入状況

2 加点項目

需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組

(入札参加資格の要件)

第5条 前条に定める環境評価項目について、別表1「高槻市環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が加点項目も含め105点満点中70点以上の電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

なお、基本項目による評価点が70点未満の場合には、加点項目による評価を実施する。

(環境評価項目の判定)

第6条 本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表1「評価基準」により算定し、その評価点等を様式1「高槻市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載し、市民共創部環境政策課長に提出するものとする。

2 電力調達の契約担当所属長は、入札参加資格の確認が必要な電気事業者について、様式1の評価点の判定を、市民共創部環境政策課長に様式2により依頼するものとする。

3 市民共創部環境政策課長は、前項により電力調達の契約担当所属長から依頼のあった電気事業者について様式1の内容を確認し、その評価点を判定するとともに、判定の結果について、様式3により契約担当所属長へ通知するものとする。

(その他)

第7条 この方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第8条 この方針に係る事務処理等は、市民共創部環境政策課において行う。

附 則

この方針は、平成29年10月25日から施行する。

この方針は、平成31年 4月 5日から施行する。

この方針は、令和 元年 5月 1日から施行する。

この方針は、令和 元年 8月13日から施行する。

この方針は、令和 2年 4月 7日から施行する。

この方針は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この方針は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この方針は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この方針は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この方針は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別表 1

高槻市環境に配慮した電力調達契約評価基準

環境評価項目		数値等	配点
基本項目	1kWhあたりの全電源平均二酸化炭素 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) ※1	0.375 未満	70
		0.375 以上 0.400 未満	65
		0.400 以上 0.425 未満	60
		0.425 以上 0.450 未満	55
		0.450 以上 0.475 未満	50
		0.475 以上 0.500 未満	45
		0.500 以上 0.520 未満	40
		0.520 以上	0
	未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上	10
		0%超 0.675%未満	5
		未活用	0
	再生可能エネルギー導入状況 ※3	15.0%以上	20
		8.0%以上 15.0%未満	15
		3.0%以上 8.0%未満	10
		0%超 3.0%未満	5
未活用		0	
加 点 項 目	需要家に対する省エネルギーに関する 情報提供、簡易的なデマンド・リス ポンスの取組 ※4	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0

※1 1kWhあたりの全電源平均二酸化炭素排出係数については、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号以下「温対法」という）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表したもの）で、最新の数値を用いることとする。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※2-1 未利用エネルギーの活用状況については、前年度の状況により評価することとし、未利用エネルギーの活用状況は以下の算定式によるものとする。

ただし、前年度の状況が算定できない場合は、その前年度の状況により評価する。
なお、電源構成の開示状況が分かる資料の提出があった場合に加点とする。

（算定方式）

未利用エネルギーの活用状況（%）

$$= \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）}}{\text{供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

※2-2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

※2-3 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3-1 再生可能エネルギーの導入状況については、前年度の状況により評価し再生可能

エネルギー導入状況は以下の算定式によるものとする。

ただし、前年度の状況が算定できない場合は、その前年度の状況により評価する。

なお、電源構成の開示状況が分かる資料の提出があった場合に加点とする。

(算定式)

$$\text{再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））
- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）
- ⑥ 供給電力量（需要端(kWh)）

※3-2 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

※3-3 再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）及び供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること

(様式1)

高槻市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

令和 年 月 日

(宛先) 市民共創部環境政策課長

報告者	事業者名 :
	代表者名 :
	所在地 :

令和 年度の高槻市における電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定にあたり、「高槻市電力の調達に係る環境配慮方針」第6条第1項に基づき、高槻市環境に配慮した電力調達契約評価基準により算定した点数等を記載し、以下のとおり提出します。

なお、本報告書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、報告内容に変更があった場合は、速やかに変更後の内容を記載した報告書を提出します。

	環境評価項目	数値等	点数	確認資料
基本項目	1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)			
	未利用エネルギー活用状況 (%) ※1			算出根拠となる書類
	再生可能エネルギー導入状況 (%) ※1			算出根拠となる書類
※2 加点項目	需要家に対する省エネルギーに関する 情報提供、簡易的なダイヤモンド・リス ポンスの取組	有・無		取組が分かる書類

※1 電源構成の開示状況が分かる資料の提出があった場合に加点

※2 加点項目については、加点を希望する場合に記載すること

この報告書に関する問い合わせ先	担当部署 :
	担当者名 :
	電話番号 :
	メールアドレス :

(様式2)

高 第 号
令和 年 月 日

(宛先) 市民共創部環境政策課長

(契約担当課長)

高槻市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価点の判定について (依頼)

高槻市電力の調達に係る環境配慮方針第6条第2項の規定に基づき、電気の調達契約に係る入札への参加小売電気事業者の評価点の判定を依頼します。

1 判定を依頼する電気事業者

1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

2 案件名

3 入札日時

令和 年 月 日 時 分

4 回答期限

令和 年 月 日

5 担当

所属 部 課

担当者

電話番号

(様式3)

高市環第 号
令和 年 月 日

(契約担当課長) 様

環境政策課長

高槻市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果について

令和 年 月 日付け高 第 号で依頼のあった電気の調達契約に係る
電気事業者の入札参加資格の有無について、次のとおり通知します。

	電気事業者名	点数 (点)	入札参加資格の有無
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(問い合わせ先)